

令和 7 年度第 1 回入札監視委員会議事概要

開催日時及び場所	令和 7 年 9 月 16 日：海上保安庁会議室	
委 員	委員長	尾花 眞理子 ：弁護士
	委 員	堀江 正之 ：日本大学商学部特任教授
	委 員	郷田 桃代 ：東京理科大学工学部教授
<抽出案件>		<備考>
○工事	0 件	委員会開催にあたり 委員長に 尾花 眞理子 委員 を選任した。
一般競争	——	
公募型及び工事希望型指名競争	——	
指名競争	——	
随意契約	——	
○建設コンサルタント業務等	1 件	
○物品又は役務等	3 件	
合 計	4 件	
議事概要	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する海上保安庁の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

委 員	海 上 保 安 庁
一者応札、あるいは落札率 100%について減らす取組はしているものの、3 年間の推移を見るとさほど減っていない。役務・コンサルは業者が固定されることもあり、急激に減らすのは難しいかもしれない。そこで、資料 12 ページを見ると、直感的に減らせるのは買入ではないか、と考えるのだが、この辺についてはいかがか。 これまでも頑張っていたいただいているのは分かるが、数字については頭打ちで、成果が十分にあまりづらい、どうしても難しいのかな、と痛切に感じている。ただ、これからも継続的にやらなければならない。 私、ほかに 4 つほど委員をさせていただいているが、これほど数字で分析している省庁はほかになく、毎回素晴らしいと感じる。また、案件抽出の際に、Excel を送っていただくのも、全体をソートでみることができ非常に見やすく助かっている。 その中で落札率 100%になる予定価格の決め方についてお尋ねする。恐らく、市場に 1 者しかプレイヤーがいない状況で、その者から参考見積を取り、予定価格としているからと推測できる。そうした中で、御庁が独自に市場価格を見る目をどのように確保しているのか、その取組を伺いたい。 一方、所得を上げようとする試みもあるわけで、公共調達で安く買うことは政府のなさりたいことと反対となる。その点で御庁が心がけていることがあれば教えてほしい。 事情は理解した。例えば役務について、工数や単価との関係において、参考見積ではなく適正に予定価格を判断するポイントについてはいかがか。 常にいくつかの角度から、予定価格等を適切に作成していることは理解できた。	(事務局より令和 6 年 10 月から令和 7 年 3 月の間の契約全体の概要について説明) まずは物品の買入でどのようなものがあるかについて。例えば総括表 11 ページ、政府調達 93 件の中には、ヘリコプターの予備エンジン等のようなものがあり、どうしてもモノが特定されてしまう。また、船舶の燃料なども、港ごとで限られた業者間での競争となっている。航空機修繕なども航空法で定められており、特定業者に限られる状況が生まれている。落札率 100%や 1 者応札の解消は頭打ちのような状況に陥っているかもしれない。 過去 10 年、20 年前と比べ、随意契約から一般競争に確実に移行してきており、直近の契約の中でもその取組は継続している。 昨今の状況として、例えば取締りに必要なツールを毎年定期的に調達するような場合、品目によっては同じような業者から参考見積を徴取することになるが、ここ数年価格がどんどん上がっている。以前であれば、過去の調達価格や落札率で見通しを立てることもできたが、最近では前年の事例がサンプルとならず、提示された見積を採用せざるを得ない。 政府の取組の中で、価格も上がる傾向にあり、この傾向が続くのか等、引き続き市場動向を見ながら適切に判断していくこととしている。 工事や設計業務には積算基準があり、市場調査はしているが、一定の基準に沿って計算している。仮に入札不調を繰り返し、官の積算基準が市場から離れ過ぎている状況が見てとれる、ということになれば、段階を踏んで見積採用するというケースもあり得る。

低入札資料について、いま所得の問題とかいろいろあって、注意深く見たほうがよく、引き続きこうした資料で確認をしていきたい。資料 19 ページの上から 3 番目のケースについて教えてほしい。4 者のうち、最も低い価格の業者ではなく、2 番目の業者が落札率 69.39% で落札決定となっているがこれはなぜか。極端に低い者は落札できない等のルールでもあるのか。 そうした業者を選別できる仕組み、フィルターがしっかりあるのであれば問題ない。	本件について詳細なデータがないので、察するところを申し上げる。4 者すべて、いずれの業者も調査基準価格を下回っており調査したところ、その結果として一番安い 900 万円弱の価格を提示した者は、履行能力がないと判断されたため、2 番目の者が落札したのでは、と推量する。
【抽出事案審議 (1)】 < 役務：一般競争契約 > 「20メートル型巡視艇定期修理 8、及び 20メートル型巡視艇中検修理 9」 各造船所の入札参加状況については、船舶課長による定期修理と中検修理の説明を受けて両者の違いが理解できた。特にこれ以上の質問はない。	
【抽出事案審議 (2)】 < 物品買入：一般競争契約 > 「MTU16V4000M90型交換部品キット買入（船技）」（五管区） 他業者が入札参加しなかったのは、納期が短くリスクがあるということだが、補正予算成立から 3 月 14 日の開札、3 月 28 日履行期限となった。そこに至るスケジュールを具体的に教えてほしい。 あともう 1 点、この期間で、履行されたのは間違いはないか。実際には期間中に完了できず履行延伸したケースもあると聞いているので、その辺も確認したい。 参考見積を取るのは、この時系列でいうとどのタイミングであるか。	時系列で説明する。まず初めに令和 6 年 12 月 17 日に補正予算、補正第 1 号で成立。その 3 日後、12 月 20 日から船舶技術部にて発議申込みが始まり 12 月 24 日に契約伺い。官報掲載依頼を 12 月 25 日、本庁に対して行い、翌令和 7 年 1 月 20 日に官報掲載となる。この際、参加資格を物品の販売 3,000 万円以上に加え B 等級へ区分拡大を行う。官報掲載後、資格の証明書提出期限を令和 7 年 2 月 21 日に設定したところ、申込者は 1 者であった。翌月の令和 7 年 3 月 14 日開札が実施され、1 回目で落札。最後に令和 7 年 3 月 28 日に検査を行い無事合格。期間中に履行完了、という流れである。 資格締切後、開札までの間である。価格変動も見込まれるため、予定価格作成のための見積徴取は直近となる。

それは補正予算の場合だからか、それとも通常の調達でも、参考見積の取り方は同様のやり方であるのか。 1 者しか入札しない、そこから参考見積を取るとなれば落札率が高くなるのはやむを得ない事態か。こうした状況では他者から見積を取るのは難しいか。 予定価格について、資料 99 ページでは何万円かが減額されているが、これはこういったものか。 それは買入限定か。最初の審議案件では調整せずに、積算そのままの数字である。 落札者は日本における本製品の独占的な販売拠点なのか。 資料 97 ページの市場調査は、落札者から買入れた業者のみか、海外メーカーから直接買入れた業者も含まれるのか。 代理店から買入れた場合は一般管理費等が上乗せされるかもしれないが、販売が独占的でない以上、広く一般競争により競争性を確保しようとする姿勢であることと承知した。 予定価格の承認印、いわゆる稟議について聞きたい。他のページでは印影による承認数が少なく、一部スキップもしている。資料 99 ページではなぜこれほど数が多いのか。 内部統制上の問題、金額の多寡ということで理解した。 防衛省などは、購入した業者にその後の修繕等すべて任せるケースがあると聞く。海上保安庁でも、主機関の買入れから整備修繕まで、まとめて契約する調達はできないか。そのほうが安く、かつ職員の手間が省ける等の効果は得られないものか。	通常の調達でも同様に開札直前に見積取得し予定価格を作成する。価格変動はないか、在庫状況はどうかの確認のためでもあり、何カ月も前の見積を採用することはしない。 売買の場合は積算基準がないため、市価に頼りそれを根拠に予定価格を作る。物品の売買の場合は、緻密な調査をすればするほど、落札率は 100% に近くなるものと理解している。 最終的に税込みの数字を丸めたもので、これは業者値引き等にもみられるものだが、官も同様に端数を調整させていただいている。 買入限定ではないが、積算基準があるものについては、その結果を正として取り扱う。市中価格を前提とする場合は、業者の出精値引きのような考え方を取り入れている。 落札者についてはメーカー代理店としての立場と、販売店としての立場があり、販売に関しては独占ではない。 市場調査の対象は落札者から買入れた業者のみ。海外から直接買入れする業者は存在するかもしれないが、五管区では入札参加実績がなく、関知していない。 本件は 1 億円を超えている。金額によって代行機関が設定され承認数は変わるが、3,000 万円を超える案件は支出負担行為担当官の本官決裁のため決裁欄が多くなっている。 そのような事例もあると推認する。ただし、当庁、特に小型船艇の場合は主機関の予備機を計画的に陸上げ整備することで、船の稼働率を上げている。キットの買入、ライセンサー（整備事業者）も複数者あるため、購入事業者に限定することなく、競争性の確保に努めている次第である。
--	---

【抽出事案審議（3）】

＜物品買入：一般競争契約＞

「発電原動機1式ほか1点買入」（十一管区）

調達機種はそもそも仕様書で定められ、この機種を売っているのは落札者とその系列店以外にない、という理解でよろしいか。

仕様書でその機種を指定した以上、市場には、メーカー系列店しかプレイヤーはおらず、随意契約でも良いが、可能性があるから競争入札にしたという理解でよろしいか。

そのような調達では、仕様書の調達基準に幅を持たせるぐらいしかできることはないのか。それも難しいのか。

随意契約はできなかったのか。

本件は官報に掲載したとのことだが、ホームページ等で広く公告しないのか。一つ前の案件では、官報とホームページ、電子調達システムに掲載、とある、管区によって官報掲載の場合ホームページ掲載はしない等、公告に違いがあるのか。

126 ページの 4 と、一つ前の案件、94 ページの同一箇所の書き方の問題か。

技術的なことについて。発電機と原動機をセットで取り換えるなら、落札者系列製の船であっても違うメーカーのものが使えるのか。

今回の場合、発電機と原動機が連結しないといけないから、こういう結果になったということか。

【抽出事案審議（4）】

＜建設コンサルタント：一般競争契約＞

「中舞鶴宿舍給排水設備等改修設計業務」（海上保安学校）

委員ご指摘の通り。本発電原動機は落札者の系列メーカーが製造し、同関連会社から販売している。

ご理解の通り。

発電機は、発電装置と原動機とが一緒になって初めて電気がつくられるものである。今回は、発電機そのものは使える状態にあり、それに繋がる原動機は1機種しかない。

入札公告では地域性も謳う。十一管区の場合、九州・沖縄が一つのブロック扱いで、九州地区の販売店も参入できる余地があることから、随契ではなく一般競争としている。

官報以外にも部局のホームページ、電子調達システムで公告している。ホームページに掲載しないというルールはなく、一つ前の案件と同様の公告としている。

資料の書きぶりが異なるだけで、五管区も十一管区も同じ公告である。

可能性としてあり得る。総取換えするのであって、船が求める発電能力を満たす複数社があれば、違うメーカーのものでも可能。

委員ご指摘の通り。

あまりにも落札率が低いので確認したい。入札参加者は関西エリアのみか。 低入札で安かろう悪かろうとなってもいけない。資料 140 ページの入札調書を見ると、140 万円から 1,700 万円まで非常に幅があり、予定価格の算定方法含めなぜこのような結果になったのかコメントはあるか。 どうしてもこの案件を取りたかったのかもしれない。単価や工数は所定のものがあるとして人件費で落としているのかもしれないが、実際にここまで価格を下げた要因は何か。 低入札の調査をしていると思うが、この業者は慣れているとか、以前同じ工事に携わっている等のアドバンテージがあったのではないか。 若者を惹きつけるためにも新築、改築が国の急務であるが、予算事情的に難しいのであれば国のストック（財産）を活用したリノベーションという手法がある。抜本的な設備改修ではそれなりの予算と大掛かりな工事が必要となるが、今回の配管調査の場合、そこまでの必要性がないため価格を下げられたのかもしれない。 入札調書では予定価格に対して倍額を提示している業者 2 者は業務範囲を正しく理解できていないと感じる。仕様書に問題があり、改善の余地があるとは考えられないか。	入札調書の上から順番に申し上げる。A 社は福井市、B 社と C 社（落札者）は大阪市、D 社は新潟市の会社である。 入札前に予定価格が適正なのかというところで市場調査をした。参加業者に参考見積依頼をしたところ、A 社は 9,015,392 円、B 社は 4,940,000 円、C 社（落札者）は 6,041,819 円、D 社が 17,600,000 円であった。入札前に、予定価格に近い者が 2 者あったため、妥当と判断した。開札したところ、C 社が一気に価格を下げた状況である。 落札決定後の内訳までは聴取できておらず、詳細については承知していない。ただし、参考見積の段階では、単価は当庁と同じであり、工数のみの違いであった。 そうした事実はない。また、金額的に低入札にも当たらないため、そのまま落札決定しており、詳細についても当時は調査していない。例えば、資料 144 ページに当庁の予定価格内訳を掲載している。直接人件費と諸経費だけでも 200 万円以上ずつ計上し、技術料等経費でも 60 万円ある。あくまで想像だが、業者がどうしても落札したかった場合は、諸経費等を除けば近い金額になるものと思料する。 仕様書についてはごく一般的な内容であり、参考見積からも予定価格の妥当性が判断できるため、現状のままで問題ない考える。
--	--

審議の結果

審議結果を発表します。

審議案件として4件抽出いたしましたが、4件とも委員からの質問について適正にご回答をいただき、その内容については疑義がございませんでした。

従いまして、調達については何ら問題なく、適正に行われているものと委員会では考えております。なお、審議案件4件目の「中舞鶴宿舍給排水設備等改修設計業務」について、長期の補修計画に基づく給排水設備の設計も良いが、宿舍全体をリノベーションするという発想で設計をし、その中に給排水設備改修を含めるという意見を、委員の提言とさせていただきたいと思います。

4件ともにその問題がなかったゆえに、総じて申し述べるとするならば、市場の状況を今後とも注視いただき、今後ともご提案通りの調達をお進めいただければ良いものと考えました。

審議結果については、以上でございます。